

令和5年県内市町の給与実態調査結果について

地方公務員の給与の状況については、毎年、総務省による実態調査が実施されています。ここでは令和5年の調査の結果に基づいて県内市町（神戸市を除く40市町）の給与の状況について紹介します。

- 1 ラスパイレス指数
- 2 その他の給与制度の状況

このデータの内容に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

兵庫県総務部市町振興課企画班

TEL : 078-341-7711 (内線2508)

078-362-3098 (直通)

MAIL : shichoushinkouka@pref.hyogo.lg.jp

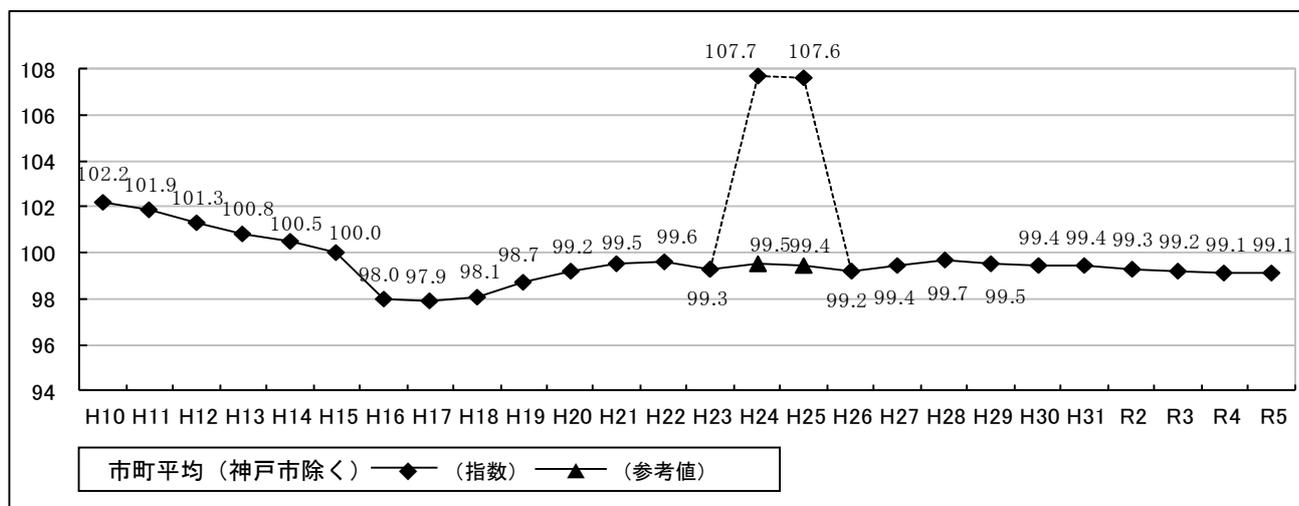
1 ラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、全ての都道府県・市町村の一般行政職の給料水準を同一の基準で比較するため、国家公務員の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

令和5年4月1日時点の県内市町のラスパイレス指数の平均は99.1となり、前年からの変動はありませんでした。

区分	令和5年 A	令和4年 B	前年増減 A－B
市平均（神戸市除く）	99.3	99.3	±0.0
町平均	97.1	97.2	△0.1
市町平均（神戸市除く）	99.1	99.1	±0.0
兵庫県	99.6	99.5	+0.1
神戸市	100.1	100.3	△0.2

【ラスパイレス指数の推移】



注）参考値：東日本大震災の復興財源を捻出するための時限的な措置として実施された国家公務員の給与削減（H24、H25）がないとした場合の指数

【分布状況】ラスパイレス指数100以上は7市町

（単位：団体）

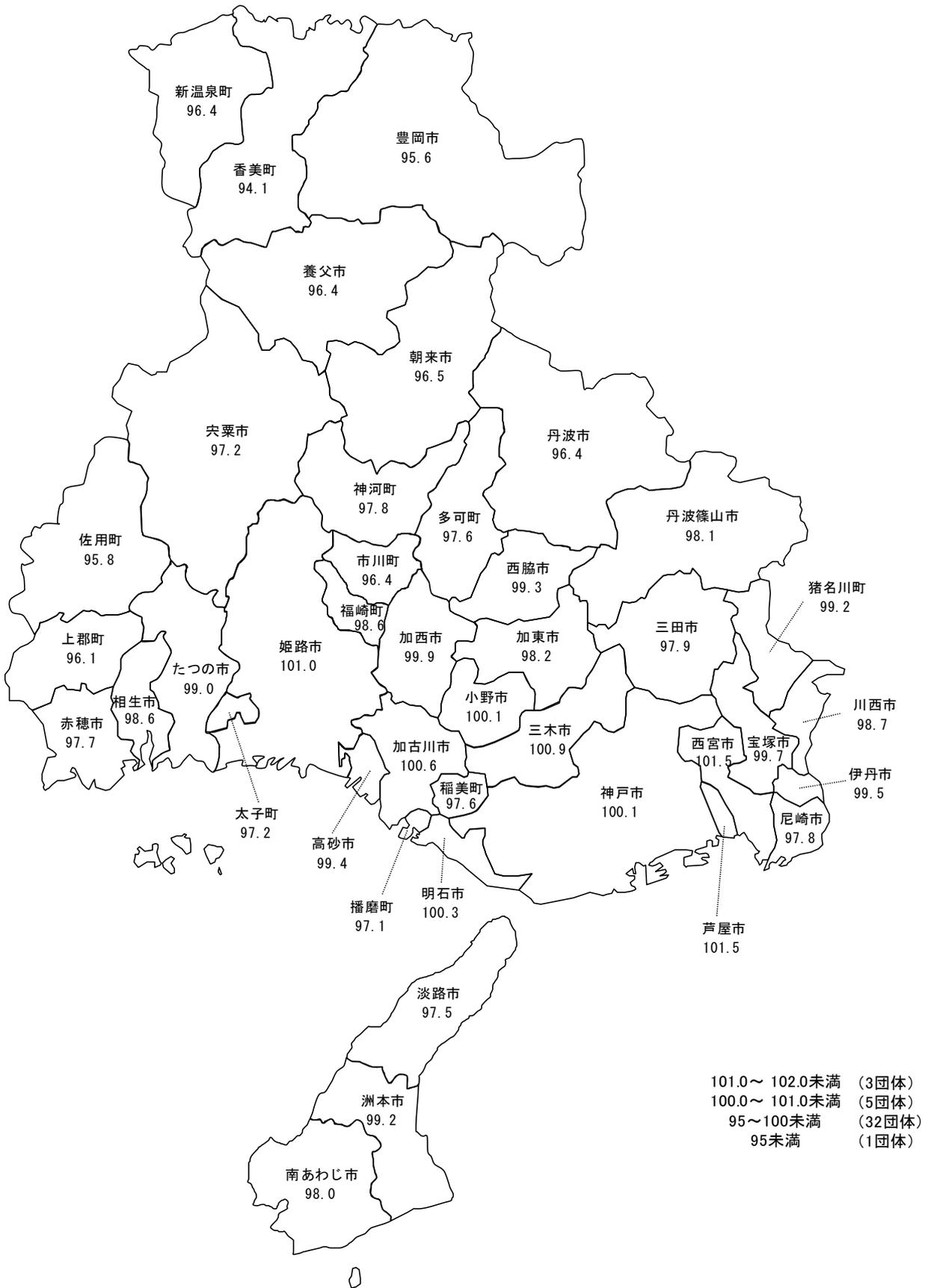
区分	95未満	95以上 100未満	100以上 101未満	101以上
市（神戸市除く）	0 < 0 >	21 < 21 >	4 < 3 >	3 < 4 >
町	1 < 1 >	11 < 10 >	0 < 1 >	0 < 0 >
市町計（神戸市除く）	1 < 1 >	32 < 31 >	4 < 4 >	3 < 4 >

注）< >内は、令和4年の分布状況

【県内市町別ラスパイレース指数一覧】 <一般行政職>

市町名	令和5年		令和4年	前年増減	地域手当 補正後ラス	
	A	県内 順位				全国 順位
西宮市	101.5	1	27	101.5	0.0	101.5
芦屋市	101.5	1	27	101.1	0.4	101.5
姫路市	101.0	3	67	101.4	△ 0.4	101.0
三木市	100.9	4	75	101.0	△ 0.1	100.9
加古川市	100.6	5	100	100.5	0.1	100.6
明石市	100.3	6	135	100.4	△ 0.1	100.3
小野市	100.1	7	162	100.1	0.0	100.1
加西市	99.9	8	196	99.7	0.2	99.9
宝塚市	99.7	9	229	99.9	△ 0.2	99.7
伊丹市	99.5	10	273	99.4	0.1	99.5
高砂市	99.4	11	292	99.5	△ 0.1	94.9
西脇市	99.3	12	311	99.4	△ 0.1	99.3
洲本市	99.2	13	328	99.6	△ 0.4	99.2
猪名川町	99.2	13	328	100.4	△ 1.2	99.2
たつの市	99.0	15	379	99.1	△ 0.1	99.0
川西市	98.7	16	447	96.9	1.8	98.7
相生市	98.6	17	473	99.2	△ 0.6	98.6
福崎町	98.6	17	473	98.5	0.1	98.6
加東市	98.2	19	577	98.7	△ 0.5	98.2
丹波篠山市	98.1	20	600	97.9	0.2	98.1
南あわじ市	98.0	21	625	98.2	△ 0.2	98.0
三田市	97.9	22	645	96.5	1.4	97.9
尼崎市	97.8	23	673	97.6	0.2	97.8
神河町	97.8	23	673	97.5	0.3	97.8
赤穂市	97.7	25	697	97.4	0.3	97.7
多可町	97.6	26	729	99.0	△ 1.4	97.6
稲美町	97.6	26	729	98.5	△ 0.9	100.5
淡路市	97.5	28	762	97.8	△ 0.3	97.5
宍粟市	97.2	29	853	97.4	△ 0.2	97.2
太子町	97.2	29	853	97.5	△ 0.3	97.2
播磨町	97.1	31	878	97.9	△ 0.8	100.0
朝来市	96.5	32	1,036	96.6	△ 0.1	96.5
養父市	96.4	33	1,063	96.4	0.0	96.4
丹波市	96.4	33	1,063	96.7	△ 0.3	96.4
市川町	96.4	33	1,063	96.5	△ 0.1	96.4
新温泉町	96.4	33	1,063	96.0	0.4	96.4
上郡町	96.1	37	1,147	95.9	0.2	96.1
佐用町	95.8	38	1,217	96.1	△ 0.3	95.8
豊岡市	95.6	39	1,264	95.8	△ 0.2	95.6
香美町	94.1	40	1,495	94.2	△ 0.1	94.1
市平均(除神戸)	99.3	—	—	99.3	0.0	99.2
町平均	97.1	—	—	97.2	△ 0.1	97.6
市町平均(除神戸)	99.1	—	—	99.1	0.0	99.0

【ラスパイレス指数】



2 その他の給与制度の状況（令和5年4月1日現在）

市町名	初任給額			55歳を超える 職員の昇給停止 の未実施	諸手当					
	大卒 (国:185,200円) (県:191,700円)	高卒 (国:154,600円) (県:158,900円)	国及び県 を超過		地域手当			自宅に係る住居手当		
					国基準と異なる	団体支給率	国基準	該当団体	支給額	備考
姫路市	194,800円	161,600円	●			3%	3%			
尼崎市	193,100円	163,400円	●			10%	10%	●	(10,000円)	市内転入者に限り最長36ヶ月間
明石市	191,700円	158,900円				6%	6%			
西宮市	190,600円	165,800円	●			15%	15%	●	13,000円	
洲本市	185,200円	154,600円				-	-			
芦屋市	189,800円	161,300円	●			15%	15%			
伊丹市	193,400円	162,900円	●			10%	10%			
相生市	191,700円	158,900円				-	-			
豊岡市	191,700円	158,900円				-	-			
加古川市	191,700円	158,900円				3%	3%			
赤穂市	185,200円	154,600円				6%	6%			
西脇市	185,200円	158,900円				-	-			
宝塚市	189,500円	161,200円	●			15%	15%			
三木市	191,700円	164,100円	●			3%	3%			
高砂市	193,400円	160,300円	●		●	5%	10%			
川西市	193,500円	163,000円	●	●		10%	10%			
小野市	191,700円	164,100円	●			-	-			
三田市	195,200円	164,100円	●			10%	10%			
加西市	191,700円	164,100円	●			-	-			
丹波篠山市	185,200円	158,900円				-	-			
養父市	185,200円	154,600円				-	-			
丹波市	185,200円	158,900円				-	-			
南あわじ市	185,200円	154,600円				-	-			
朝来市	185,200円	154,600円				-	-			
淡路市	175,300円	154,600円				-	-			
宍粟市	185,200円	158,900円				-	-			
加東市	185,200円	154,600円				-	-			
たつの市	191,700円	158,900円				-	-			
猪名川町	191,700円	158,900円				6%	6%			
多可町	185,200円	154,600円				-	-			
稲美町	191,700円	164,100円	●	●	●	3%	-	●	1,600円	
播磨町	191,700円	164,100円	●	●	●	3%	-	●	1,600円	
市川町	175,300円	154,600円				-	-			
福崎町	185,200円	154,600円				-	-	●	2,500円	
神河町	175,300円	154,600円				-	-			
太子町	185,200円	158,900円				-	-			
上郡町	185,200円	158,900円				-	-			
佐用町	191,700円	158,900円				-	-			
香美町	185,200円	154,600円				-	-			
新温泉町	191,700円	158,900円				-	-			

■ 用語の説明

項 目	説 明
ラスパイレス 指数	<p>全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。</p> <p>※ 一般行政職：税務職、医師・歯科医師職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職等のいずれにも該当しない職員</p>
初任給額	<p>大卒、高卒それぞれの初任給の給料月額を表記しています。なお、国家公務員の大卒の初任給基準は国家公務員採用一般職（大卒程度）試験（旧二種試験）合格者の額を表記しています。</p> <p>県内各市町において、国家公務員及び県職員を超過している団体を●としています。</p>
昇給停止	<p>国家公務員の場合、勤務成績が標準の職員は、職務の級に応じた俸給表（給料表）において毎年4号昇給しますが、55歳を超える職員は、平成26年1月より、標準の勤務成績では昇給停止としています。</p> <p>県内各市町において、国家公務員に準じた措置を行っていない団体を●としています。</p>
地域手当	<p>地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、平成18年度より、これまでの調整手当に代えて、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当です。</p> <p>県内各市町において、国家公務員の支給率と異なる団体を●としています。</p>
自宅に係る 住居手当	<p>国家公務員の場合、職員が所有する自宅（持家）に居住して世帯主である職員に住居手当を支給していましたが、平成21年12月に廃止されています。</p> <p>県内各市町において、同趣旨の手当を支給している団体を●としています。</p>